

令和3年 第28回
教育委員会臨時会会議録

令和3年12月27日(月)

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2579号
令和3年第28回臨時会

日 時 令和3年12月27日(月) 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	中 村 博
	委 員	寺 原 真希子
	委 員	山 内 慶 太

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	星 川 邦 昭
	学校教育部長	湯 川 康 生
	教育長室長	佐 藤 博 史
	生涯学習スポーツ振興課長	河 本 良 江
	教育指導担当課長	篠 崎 玲 子

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教育総務係	大 石 哲 奈

「議題等」

日程第1 協議事項

- 1 旧港区立青山児童館用地等の活用の方向性について(非公開)

日程第2 報告事項

- 1 令和3年度第2回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について
- 2 後援名義等の11月使用承認について
- 3 生涯学習スポーツ振興課の11月事業実績について
- 4 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 5 生涯学習スポーツ振興課の1月事業予定について
- 6 図書館の11月分利用実績について
- 7 図書館・郷土歴史館の11月行事实績について
- 8 図書館・郷土歴史館の1月行事予定について
- 9 みなと科学館の11月利用状況について
- 10 1月教育人事企画課事業予定について

「開会」

○教育長 おはようございます。時間になりましたので、ただいまから、令和3年第28回港区教育委員会臨時会を開催したいと思います。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は、山内委員にお願いいたします。

まず、本日の運営についてです。

協議事項第1については、港区教育委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき、非公開いたします。

日程第1 協議事項

1 旧港区立青山児童館用地等の活用の方向性について（非公開）

○教育長 それでは、日程第1、協議事項に入ります。これより非公開の協議に入ります。

(非公開協議)

日程第2 報告事項

1 令和3年度第2回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について

○教育長 それでは、日程の第2報告事項に入ります。

「令和3年度第2回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは、報告資料ナンバー1を用いて報告をさせていただきます。

令和3年11月12日金曜日に開催いたしました、港区教育委員会いじめ問題対策会議の内容について、報告をさせていただきます。資料と当日資料というのが何個か、9個ぐらいあるので、そこを交えながらご説明をさせていただければと思います。

まず、1ページ目に「日時」「場所」「委員」というところは、御覧のとおりになってございます。

2ページ以降が報告事項で話をした内容になってございます。

2ページを御覧ください。まず、1の「いじめに関する現状について」ということで、資料で言いますと資料1なのですが、こちらは教育委員会で以前にもう報告をさせていただいた、いじめの件数であったりとか、様態であったりというものでございます。これを用いて報告をこの会でもさせていただきます。

(2)になります。「学校で起きたいじめの事例について」というところで、資料2を御覧いただければと思います。これは概要で言いますと、ある中学校で1年生が72名いるのですが、72名中41名が加入する大きいLINEグループがありまして、その中で悪口を書かれたということに関するいじめについての対応した内容でございます。その72名中41名が加入していて、その中で資料2の1ページの上の方に「Aさんってゴリラに似てるよね」とかということや、「あいつは

凶暴だ。被害者多過ぎ」とか「しゃくれゴリラの無差別殺人だ」「俺は蹴られた。あいつは破壊の暴君だ」とかというようなことを書かれて、このAさんはこれでとても傷ついたという件でございました。

この資料2の2ページ目を御覧いただければと思うのですが、直ちに学校としては学年集会を開いて、「特定の人に対しての悪口を言っちゃいけないよ」ということを指導するとともに、1年生の保護者宛に本件に関する報告とお願いの手紙も出しまして、隠さず対応していったという形になりました。Aさんに対しては、スクールカウンセラーとの面談できる機会を設けて不安を取り除いたり、週1回以上被害者の保護者の方にも電話で連絡を取って、その後の様子も伝えたという形になっている件でございます。

これの一番の点は、資料2の2ページの一番下の(2)というところを御覧いただければと思うのですが、「本事例から考えるべき今後の対応」というところで、この場合は今回のこのLINEグループを保護者のご理解も頂いて、一回全部解体したのです。解体したのですが、まず一番としては、これはたまたまその子どもが言ってきてくれたから分かったのですけれども、言ってもらえなければこういうトラブルを把握することとか、関与することは難しいのではないかなというのが1点目。

それから、今解体したという話をさせていただきましたが、この解体も保護者が日頃から学校との関係がいいので、「もちろんです」という形で41名全員が解体して下さったのですけれども、今後こういったときに協力を得ることが難しい場合、「これって強制ではないかな」「強制してできるものではない」と私どもも捉えていたので、どのように対応すべきかというところについて、皆様のご意見を頂きました。

本編に戻っていただけますでしょうか。本編の2ページのところに、その議論について書いてございます。

まず、赤坂警察署の課長からは、こういったSNSに関するトラブルが発覚した場合は、まず先生から粘り強く保護者の方に退会を求めていくしかないのではないのかなというところと、警察でよく扱う事案を基にこの方は話して下さっているのですが、できていたLINEグループを把握することが重要なので、生徒の様子とかそういったところから、「何かおかしいぞ」というところから、聞き出していくことが大事ではないかなというようなご意見を頂きました。

それから、明治学院の教授からは、「本件では暴力につながったことはあるか」ということで、「そういうことは特にありません」ということと、あとは「書き込みが事実を基にしたものなのか」というと、「この件については、今回事実を基にしたものではないので違う」というような話をさせていただきました。

それから、学校法律相談の弁護士の方にも出ていただいているのですが、石黒先生からは、学校が即時に対応した点がよかったというところと、法的にはLINEの使用やグループ作成を禁止することは難しいと。なので、使用方法やルールを徹底させていくことが重要ですよというような見解を頂きましたので、やはり情報モラル教育をしっかりとすること、保護者の方にも日頃か

ら何かそういうことがあった場合には、すぐに報告を頂いたり、ご連絡いただけるということも大事なのかなというところで話になりました。

参考までに、今年度は小学校3校と中学校2校でSNSの利用に関する調査をいたしましたので、そういったことも生かした授業をしていきたいと。来年度は全校そういった調査とセットで授業もする予定でございますので、その辺も話をさせていただきました。

では、2ページの(3)に行きます。「2学期における学校のいじめへの対応について」というところで、当日資料は3番になります。こちらは、先生がお話くださった内容をここに書いてございますので、本編を御覧いただければと思います。

まず、小学校代表の三浦校長からは、児童がチャット機能を使ったときに、誤った使い方をしないように、教員がリテラシーを高める研修をしていると。初期の頃、きちっと教員が入っていないとチャット外しとかをできない設定になっているのですが、ふとしたときに担任がきちっと毎回確認しないと、子どもがランダムに、その特定の子もだけではないのですが、ふざけてAさんBさんCさん外して、次はDさんEさんFさん外してとかということをしてしまうような時間があったことがあったので、そういったところもしっかり教育していかなければいけないなということ踏まえて校長が話をしてくれました。

3ページに行きます。あとは、ふれあい月間の6月、11月、2月の取組の中で、きちっと子どもたちだけではなくて、道徳の時間にいじめを題材とした授業を行ったりとか、学校だよりやホームページ、Twitter等で保護者や地域にも周知をしていきたいなというところで話をさせていただきました。

中学校の佐々木校長からは、SNSのトラブルを起因としたいじめについて、みんな子どもたちも自分は被害者にならないと思っているのですけれども、そうではなくいつ何どきにそういうふうになってしまうよということについても授業を行ったという話と、あとは、日記。よく中学校は「ライフ」というようなノートがあって、連絡帳と日記を一緒にするような取組があるのですけれども、この取組の中で学級担任が内容を確認して、内容だけではなくて、例えば字がちょっと荒れているとか、量、行が少ないとか、よく分からないけど何か訴えたいと思っているのかとか、そういうところまでも見取っているよというような話がありました。

では、次に行きます。(4)で「子ども向け啓発パンフレット」と「みなと子ども相談ねっと」に関する認知調査、これは資料4番になるのですけれども。毎年こういった逃げ道、SOSを出すためにも色々な場所をちゃんと子どもたちが知っているということが大事なので、毎年調査をさせていただいて、その結果について子家センの課長の方から報告がありました。

では、3ページの(5)「意見交換」に行きます。今回は時間もたくさん取ることができましたので、色々な方から意見を頂くことができました。まずは、教育相談員の方からは検査希望、WISCとか田中ビネーとか聞いたことあるかと思うのですが、知能検査とかその人の発達特性についてはかかるような検査希望が増えているということが挙げられました。やはり家に一緒にいて、子どもたちの様子を保護者も今までよりもよく見るということが多くなったために、「うちの子もかし

たらそういう特性があるんじゃないか」とかちょっとでも嫌なことがある、それはすごくいいことだと思うのですが、不登校傾向とか何かあるのではないかというときに、発達特性も関係しているのではないかというおうちが多くなったのかなということも踏まえて、このような話になりました。

それから、ここからは警察の方たちに一言ずつコメントを頂いているのですが、愛宕警察署の方からは、「SNSで発信することがどれだけの責任を伴う行為かということを理解させなくてはいけない」ですとか、三田警察署からは「気軽に書き込んだことが名誉棄損とか個人情報漏洩とか重篤なトラブルにつながりかねないことを意識して指導させていくことが大事だ」というところです。

それから、高輪警察署の方からは、大人もトラブルが絶えないというような話がありました。「子どもだけではないのですよ」と。なので、大人が絶えないのだから、子どものトラブルを防ぐのもっと難しいですよという話もありましたので、やはり大人も子どももまとめて、トラブルから守るような形で指導していくことが必要だという話。

それから、麻布警察署からは、ちょっかいや悪口など不法行為に当たらないけどいじめのようなケースについては、いつも学校もお世話になっているのですが、誘導員の方とかスクールサポーターとかも一緒に、警察署の方が来てくれて授業しますよなどという話もしてくれました。

赤坂警察からは、やはり子どもだけではなくて、保護者もトラブル防止の啓発を行うといいので、セーフティ教室とかも一緒にやってもらっているのですが、そういったところもやるいいのではないかというような話を頂きました。

湾岸警察からは、湾岸警察の場合、先程の高輪警察もそうでしたけれども、大人の相談が非常に増えているそうです。なので、スクールサポーターとかが学校を訪問して、SNSでのトラブル防止に向けた講話とかを行いたいというような話を下さいました。

あとは、スクールソーシャルワーカーの方も心理を理解してやっていくことが大事だとか、ルールを作成するときには子どもに納得させることが大事ですよということや、あとは、お医者様からは、いじめの構造は透明化していて、先程のLINEのグループの話も一回解体してもまたすぐにつくったりするので、いちごっこのようになるので、そういう危険性について本当のところから教えなくてはいけないのではないかというところでご意見を頂きました。

また、今回区長をトップとする会には児童相談所の方が入っているのですが、この教育長をトップとする会は、今まで港区の児童相談所はなかったということもあるのですが、入っていないのですね。なので、児童相談所の方は入らないのですかというご質問を頂きましたので、こちらは条例上で誰がメンバーかというのは規定されているのですが、やはり港区に見相ができたという視点は大変大事なところなのかなと思いますので、今後は児童相談所の代表の方に、まずはオブザーバーでご参加いただいて、今後どうしていったらいいかというところで検討を進めますということでお話をさせていただきました。

最後に、大学の教授からは、いじめの根本的解決には子どもたちのソーシャルスキルが必要だと

いうところで、法教育の積極的な導入やそういうソーシャルスキルについても引き続き各学校でも行ってくださいというような話がありました。

大変有意義な会の1時間でした。報告は長くなりましたが、以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○中村委員 この会議には田谷先生と私だったかな、確か2人オブザーバーとして参加させてもらいました。私も学校相談員をやっているときに出たこともありましたが、教育委員も出た方がいいのではないかな、確か篠崎課長かなんかに言って参加させてもらったと思うのですが。確かに私も久しぶりにこの会議に出ましたけれども、オブザーバーとして参加だったので何も言えなかったのですが、大変有意義な会だったと思います。

一つ、私の参加した教育委員としての立場からですけど、全員出る必要はないと思うのですが、4人誰か必ず、順番制でもいいですからオブザーバーとして教育委員も。教育長は当然出ていらっしゃるのですが、教育委員も誰か1人は、全員が出るのは大変になるのじゃないかな、順番でも出た方がいい。出てオブザーバーとして参加した方がいいかなと思いました。それは今後検討していただければと思います。

それから、一つ質問なのですが、学校内で、学校内、学校外でもいいのですが、いじめの問題がどうもありそうだとすることが明らかになったときに、当然現場がどんな状態だったのかというのを、やはり教育委員会でも調査をしなくてはいけないし、その事実の把握の仕方でも当然被害者側と教育委員会側で対立が生じる可能性があるわけです。一番大事なのは、やはり事実把握だと思うのです。そのときに教育委員会としては当然いじめの当事者、あるいはいじめの周りにいた子どもたちから事情を聞くと思うのですが、そのときの事情の聞き方はどんな聞き方をしているのですか。そこを教えてください。

○教育指導担当課長 ありがとうございます。4人のうち1人でもオブザーバーでご出席いただけるということは、こちらとしてもうれしいことですので、また調整をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

2点目の教育委員会として把握というところについては、まずは学校でしっかりと事実を把握することになっているので、まず子どもたちが「いじめです」ということをアンケートなり、保護者の訴えなり、本人の訴えなりで出てきたときには、まず学校がそれについて本人にしっかりと、どういうところでいじめがあったかとか、それに続く時系列について話をします。そのときに先生にこう言われたとか、こんなことを保護者が言っていたとかそういうことをまとめた上で、教育委員会にまず一報があった上でそれを整理します。そのときに、これはいじめ問題対策会議、各学校で行う会議にかけた方がいいものと、「もうこれはいじめだね、誰が見ても分かるし、本人もそういうふうにならざるを得ない」というところでは、かけたりはしません。というのにまず分かります。

ただ、うちとしてはそういういじめがあったときに、どういうふうに対応していくとよいかというところで校長から報告があった上で、こちらの場合によっては校長、副校長から事情を聞いたというのをさせていただきます。

なので、直接もめるという言い方はよくないのですけれども、教育委員会が子どもたちに直接聞き取りをするということは、ほとんどないです。

ただ、その上げてきた報告を見て足りないものとかありますよね。このとき、この子はどう思っていたかとか、周りでどれだけの子がいて、どれだけの子どもたちが見ていて、それについて聞き取りをしたかということが足りないなどというときは、もう一度指導をして上げてもらうことになります。

たまたま今までないだけなのですけれども、重大事態になり得る場合については、昨年度委員の先生方にも色々ご指導いただきました重大事態のフローというのがございまして、学校で今言った、学校いじめ対策会議を行った上で重大じゃないかという、重大事態となった場合にはこちらで用意して、こちらのいじめ問題対策会議の委員、学識経験者、お医者さん、弁護士の方、スクールソーシャルワーカーの方が委員になっているのですけれども、その方たちがこちらのものを基に調査をして聞き取り等をするというような流れになってございます。

以上です。

○中村委員 ありがとうございます。ということは、いじめ対策会議というのは、いじめがあったかどうかを判断する会議というよりは、いじめがあったことが前提で、それで重大事案かどうかを検討する会議というそういう位置づけで運用されているという感じですか。この認識に間違いはないですか。

○教育指導担当課長 すみません、先生。私の説明の仕方が悪くて申し訳ありません。

いじめかどうかを判断する場合にも開きます。いじめにつながりかねない重大なことって結構あると思うのです。そうすると、それはこちらが聞いているといじめではないのではないかなど例えば学校、校長が思ったとしても、勝手に判断することは間違ったところにつながってしまいかねませんので、そういったときに学校のいじめ対策会議を開いて、弁護士の先生とかにも出ていただいて、これは法的にもどうかというところで会議を持って判断するという形になります。

というのもあれば、もうこれはいじめだというのが分かっている、今後どのように対応していったらいいとか、この子にとって不安を取り除いていくためにはどういう対応をしてあげたらいいかということについても、このいじめ対策会議で話をすることもあります。

あとは、先生がおっしゃってくださったように、重大事態かどうかということを判断するときにも、こちらの会をまずは通して判断を総合的にするという形を取ってございます。

○中村委員 ありがとうございます。では、教育委員会が直接当事者から事情を聞いたりすることはまずなくて、現場の校長先生、現場の教員が事実調査は行くと。それで、それを教育委員会に上げていくということなのですね。

○教育指導担当課長 おっしゃるとおりです。ただ、過去に色々もめたということがあって、保護者の希望とかもあり、学校の先生ではなく教育委員会の者に聞いてほしい、指導主事がこういう場合聞くのですけれども、という求めがあったときには指導主事が過去に聞いて対応したということもございまして。

○中村委員 あくまでも例外的ということですね。

○教育指導担当課長　そうです。

○中村委員　実際、その子どもに事情を聞くとき、ほとんどが子どもだと思うのですが、そのときって対象となる被害者、加害者、あるいは周りで見えていた目撃者、いっぱい対象がいると思うのですが、それってというのはその子1人に教員が1人あるいは2人で聞くと。そんな感じでやっているのですか。

○教育指導担当課長　原則は1対1では聞かず、当事者であるお子さんと学年主任と、例えば担任、副校長とか3名で聞いたりとか、そのお子さんによってもこの先生に聞いてほしくないとか色々あったりするので、誰だったら言いやすいとかと聞いて、メンバーを選抜して1対1にはならず、1対2、1対3という形で聞く形になります。

○中村委員　その際に、例えば保護者も一緒に同席の下で聞いたりすることはあるのですか。

○教育指導担当課長　ございます。

○中村委員　それも最終的には多いのですか。そっちの方が多いのですか、それとも少ないのですか。例外的に親も同席させるという感じですか。

○教育指導担当課長　保護者の方が一緒の方が例外的です。

○中村委員　一緒の方が例外的。

○教育指導担当課長　保護者の方には聞き取りをさせていただくということはもちろんお断りをした上で、いつこういうふうに誰か聞きますよという話をするのですが、お子さんによっては1人だと怖くて言えないというときは、保護者の方に来てもらって、なるべく保護者の方は聞いている形を取っていただいて、こちらで質問するので子どもの言葉でというのはあるかなと。でも、そちらの方が圧倒的に少ないです。

○中村委員　今なぜそういうことを聞いたかという、トラブルが起きて色々な事案、その状態になっているとかというのは、いわゆるぐちゃぐちゃになってしまった事案なんかで、なぜそこまでなってしまったのかという場合に、私なんかの経験から行くと、やはり教育委員会に対する信頼がないのですよね、親も。

教育委員会に対する信頼がない一番の根本は何かというと、対応の遅さと、あと、親が子どもから把握している事実と教育委員会が把握した事実がどうも違う、事実認識が違うということが根本的になっていることが多いのですね。ですので、やはり親に納得してもらわないことには、やはり紛争は収まらないと思うのですよ、子どもがいくら納得しても。

となると、親に対する納得度を出すためには、やはり教育委員会はどんなことをちゃんとやっているのですよということをしかり見せていかなければいけないと思う、情報開示ですよ。この間の中P連との懇談会でも出ていましたけど、やはり教育委員会ってこういうふうに真摯にやっているのですよ。それで、教育委員会がなぜそういう事実を認定したかという、こういうような状況の下で子どもたちから事情を聞いているのですと。それで、親御さんがどうしてもその場に私も出たいと言えね。その場合には、子どもが嫌がる場合もあるので、必ず親が同席すると本当のことがしゃべれないとか、親子関係に信頼関係がない場合はその典型だと思うのですが、そういう

場合もあるので、必ずしもとは言いませんけど、やはり親もちゃんと教育委員会が子どもたちからどういう情報を入手したのかという、やはり自分の目で見せないと、おそらく信用の根本はないと思うのですね。だから、全部親を同席させろとは言いませんけれども、やはりそこら辺で親の信頼というか、信用を教育委員会として持たせるために、やはりそういうところは大事だと思うのですよ。それで、ちょっと実際どういう手続でやられているのかなというのを私も分からなかったので、お伺いした次第です。

ですので、やはり一番の根本は事実認定ですので、どういう事実を教育委員会としては把握したのかということが非常に大事なところなので、そのスピーディーな把握をしなくてはいけないということと、一方でその過程をしっかりと親にも情報開示をして、教育委員会が誤った事実を認定していないのだということをちゃんと親にも信頼してもらうための事実調査というのを心がけてもらいたいなと思っているのです。ですので、ちょっと質問させてもらいました。

以上です。

○教育指導担当課長 ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかががでしょうか。

○田谷委員 今、中村先生がおっしゃったように私もこの席に同席していて、こういう問題というのは、特にタブレット、あるいはスマホを使ったような事例というのは、今後非常に増えてくるなという気持ちがとてもしましたし、皆さんもその点について非常に危惧されているという感じです。

この中でも出てきますけれども、例えば個人の名誉棄損の問題だったりするという場合もあるということ、やはり子どもたちにある程度理解させることが必要だと。ただ、この場合、発見の対象が先生だったということなのですけれども、小学校の場合は教員のリテラシーを高める研修を実施していますというお話がありましたし、中学校の先生では毎日の日記ですか、それも状況を判断するポイントと。それ程先生たちに、スキルの高い先生もいると思うのですが、そうではない先生もあると。その辺は平常化を図ったり、お互い先生同士の情報交換というのは非常に必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

○教育指導担当課長 ありがとうございます。おっしゃるとおりで中Pの会とかでも、やはり学校間格差とか出てしまうのは、その教員の資質向上がちょっと追いついてないところがあったりすることだと思いますので、そういったところが、この内容については、生活指導主任会の方で、こういったところで情報共有するときに「この学校でこんなことをやっているよ」とか「うちも同じことやっているね」とかというような話をしていますので、そういったところの内容面とか、すぐに……というとSNSの資質向上の部分としっかりとこちらは把握して、総合的にやっていけるようにしていきたいなと思います。ありがとうございます。

○田谷委員 ありがとうございます。その辺をぜひとも固めていただきたいのですが、特に経験の浅い先生とベテランの先生と、例えば新卒で教員になられた先生とかそういうように、非常に認知の問題が違うと思いますし、先程も篠崎課長がおっしゃっていたようにこの先生なら話せる、この先生には話せないという。

対象が両方とも人間ですから、非常に難しいと思います。その辺のところは本当に子どもの気持ちをよく読み取って、その辺の先生間の格差がないように、先生の好き嫌いは別としてね。新任の先生とベテランの先生の格差がないように、この辺はグループをつくって学校間でうまくしていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この案件については、以上とさせていただきます。

- 2 後援名義等の11月使用承認について
- 3 生涯学習スポーツ振興課の11月事業実績について
- 4 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 5 生涯学習スポーツ振興課の11月事業予定について
- 6 図書館の11月分利用実績について
- 7 図書館・郷土歴史館の11月行事实績について
- 8 図書館・郷土歴史館の11月行事予定について
- 9 みなと科学館の11月利用状況について
- 10 11月教育人事企画課事業予定について

○教育長 次に、報告事項の2「後援名義等の11月使用承認について」から10の「11月教育人事企画課事業予定について」については、定例報告になります。これは資料のとおりです。

各報告事項について、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これら9件の報告事項については以上とさせていただきます。

本日予定している報告事項は全て終了しましたが、委員または説明員の皆さんから、その他何かございますでしょうか。

○中村委員 すみません。さっきの協議事項のところの確認なのですが、これは、結局第2スポーツセンターみたいなをつくるという方向で考えているということいいのですよね。

そうではないのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 第2のスポーツセンターというよりも先程ご説明したように、スポーツができる場所としてこちらで今考えているのは、バレーボール、正式なコートではありませんけれども、バレーボール、またバスケットボール、これはスリー・オン・スリーと言って、ちょっと小さいバスケットができる体育館ということを想定してございます。

○中村委員 体育館しかないということなのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 先程も言いましたように、最先端技術を使ったスポーツができるエリアとか、スタジオ等も考えております。

○中村委員 では、例えば土のグラウンドとか屋外でスポーツするようなものはないのですね。

○生涯学習スポーツ振興課長 今回は室内ということで考えております。

○中村委員 プールもないのですね。

○生涯学習スポーツ振興課長 プールもございません。

○中村委員 では、そういう意味では今のスポーツセンターと比べれば、大分規模は縮小しているということですね。

○生涯学習スポーツ振興課長 そうですね。

○中村委員 分かりました。場所がないのですよね、広さが。

○生涯学習スポーツ振興課長 場所が限られておりますので、今考えられるのは体育館と併せてスタジオスペースということになります。

○中村委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○田谷委員 今のそのスポーツの話になってくると思うのですが、今回のオリンピックでもスケートボードが非常に脚光を浴びてきて、新聞やテレビの報道でもスケートボードの人口が増えているというようなことになっています。

今一番危険なのは、全く一般の路上でスケートボードをやっている大人、最近大人も増えてきているのが非常にまずいなど思っているのですけれども、子どもなんかでもおります。あれは、色々と道路交通法上どうなのかというような話をしておりましたけれども、そういうものの練習場というのは港区内でないですね。将来的にその辺の問題というのはどうなのでしょう。

○生涯学習スポーツ振興課長 今、スケートボードのお話がありましたけれども、芝浦の方に地域住民との話し合いの上でやっている場所が一つございます。ただ、限られた団体様の利用ということで、行っているところでございます。スケートボード専用の会場というものは区内には直接はないのですけれども、近隣の皆様とも話し合いながら、やはり騒音というのが一番苦情としては出てきているところでございます。その辺についても近隣住民とも話し合いの上、スポーツイベントとしてできるように調整していただこうと考えております。

○田谷委員 その件のところは一つよろしく願いいたします。

例えばこの白金地区でも、首都高速の目黒線の下のところ、恵比寿3丁目の交差点から古川橋の方に向かっての区間が、その下が運動場みたいな感じになっているのですけれども、割とスケートボードをやるのにいいかなというところが、平面なのですけれども、ありまして。ただ、そうすると昼間の時間は子どもも利用していますし、土曜や日曜は地元の野球クラブチームが使っているのかな。それが深夜帯なのですよね、そこでスケートボードを練習するのは、今、課長もおっしゃったように非常に騒音がすごいものですから、近隣の方たちがかなり困っておられるというような問題も今後出てくる可能性があります。

本当にオリンピックで大変素晴らしい成績を納めているし、それを目指す子どもが増えることは大いに結構なことなのですが、どこかでそういうことも起こってくるかなという可能性を、最近運動の件では強く感じております。それも考慮して今後注力していただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

○教育推進部長 よろしいでしょうか。一つ訂正と言いますか、芝浦のところで行っているスケ-

トボードの場所なのですけど、今、課長の方から団体というお話がありましたけれども、実はあそこは個人で登録すれば使えることになっております。

実は町会の協力を頂きまして、あの辺にマンション等が建てられる前につくった施設で、その後周辺にマンションができたために、やはり騒音という問題が発生して、近隣と色々な形でお話をさせて頂きまして、利用するに当たっては使っている人が分かるようにということで、登録という制度を新たに2、3年前に設けまして、地域の方々の協力を得ながら使わせていただいております。決して団体が使っているわけではありませんけれども、確かに場所としてはあそこ、あと一部は中高生プラザでしたか。できるところもあるのですけれども、確かに田谷先生がおっしゃりますように、場所は限られたところでございます。今後も引き続き色々なところで、そういうスポーツができるようなところを考えてまいりたいと思います。

それと、先程の北青山の用地の場所なのですけれども、地上1階と2階という限られた制約の中で、スポーツ施設ができる施設ということなので、思い描いていただいているような、第2スポーツセンターというそういう規模では実はございません。先程課長から申し上げましたように、バレーボールができるコート、それとスポーツジム。あと、今後になりますけれども、少しラウンジ的なところがという形で、限られたスペースの中でできる限り、不便を頂いている赤坂地区の方々にスポーツを楽しむ機会として提供したいということでございます。よろしく願いいたします。

「閉会」

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして閉会といたします。

次回は、定例会を来年1月13日木曜日、午前10時からの開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 山内 慶太